

東京農工大学科学博物館運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 館長 (2) 副館長 (3) 博物館の専任教員 (4) 工学府・工学部から選出された講師以上の教員 6人 (5) 農学府・農学部から選出された講師以上の教員 5人 (6) 生物システム応用科学府から選出された講師以上の教員 1 人 (7) <u>総務・経営企画部長</u> (8) その他館長が必要と認める者</p> <p>(事務) 第15条 博物館の事務は、関係部局の協力を得て <u>総務・経営企画部総務課及び</u> 小金井地区事務部総務室において処理する。</p>	<p>第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 館長 (2) 副館長 (3) 博物館の専任教員 (4) 工学府・工学部から選出された講師以上の教員 6人 (5) 農学府・農学部から選出された講師以上の教員 5人 (6) 生物システム応用科学府から選出された講師以上の教員 1 人 (7) <u>小金井地区事務部長</u> (8) その他館長が必要と認める者</p> <p>(事務) 第15条 博物館の事務は、関係部局の協力を得て小金井地区事務部総務室において処理する。</p>	<p>事務所掌変更に伴う改正</p>

附 則 (令和3年7月1日博規則第1号)
 この規則は、令和3年7月1日から施行する。